

## 運転免許関係手続における新型コロナウイルス感染症対策等について

**現在、運転免許センター、各支所及び出張所については通常どおり業務を行っています。**

各警察署の講習日は変更されている場合があります。

### 感染予防対策

- ・ 窓口業務を行う職員については、手洗いやアルコール消毒液による手指消毒を徹底し、マスクを着用しています。
- ・ 施設出入口にアルコール消毒液を設置しています。
- ・ 来庁される方はマスクの着用、手洗い、手指消毒のご協力をお願いします。

**新型コロナウイルスへの感染**やそのおそれを理由に、運転免許証の通常の更新手続を**受けることができない・できなかった方**については、次のとおり対応します。

#### 免許証の更新期限が 過ぎてしまいそうな方

更新期限の前に、運転免許センターや警察署等に申し出てください。更新期限後であっても3か月間は運転が可能になります(※)。

※ この期間の間に、講習の受講や適性検査の受検を含む、**通常の更新手続を改めて受けていただく必要**があります。

##### 【対象者】

免許証の更新期限が**令和2年3月13日～4月30日**までの間である方

#### 免許証の更新期限が 過ぎてしまった方

運転免許証を更新できず、免許を失効させてしまった場合には、学科・技能試験を受けることなく免許の失効再取得が可能です。

詳しくは、お近くの運転免許センターまでお問い合わせください。

|                |              |      |              |
|----------------|--------------|------|--------------|
| 問合せ先： 運転免許センター | 025-256-1212 | 佐渡支所 | 0259-55-0067 |
| 長岡支所           | 0258-22-1050 | 上越支所 | 025-536-3688 |